

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を
改正する省令案に対する意見公募要領

令和7年10月8日
経済産業省中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和7年3月に、中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会における議論の結果を踏まえ、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第13条第1項に規定する小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）が変更されました。

本計画の内容を具体化すべく、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（以下「小規模事業者支援法」という。）に定める「事業継続力強化支援計画」及び「経営発達支援計画」の内容について、広域的な支援体制の構築や地域の特性に応じた計画の作成、事務負担の軽減等、同法に関連する政令、省令、告示等の見直しを行うこととされました。

これに伴い、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第四十四号）について、所要の改正を行うこととなりました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館6階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年10月8日（水）～令和7年11月6日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-syokiboka-renkei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

